

## (社)日本トライアスロン連合 公認審判員(第3種/第2種)認定試験規定

### 受験者と主催者の共通事項

#### 1. 開催目的

- (1) 本認定試験規定は、JTU公認審判員(第3種、第2種)の認定を目的とする。
- (2) JTUルールブックの公認審判員規程は、当認定試験規定に準じる。

#### 2. 開催基準

- (1) JTU加盟団体が主催(以下、主催団体)し、全国47都道府県の主要都市で毎年2月の最終日曜日に全国一斉で実施する。
- (2) 受験者の所属するJTU加盟団体(以下、所属団体)は、必要な情報を会員に提供し、審判資格の取得を奨励する。
- (3) 各団体は、受験者数に係わらず個々に認定試験を実施する。ただし、開催地の事情などにより、複数の団体が合同で実施することができるものとする。
- (4) 開催地の決定は、受験者の便宜を考慮する。特に大会が開催されている離島や遠隔地では、同一県内であっても複数箇所での開催を検討する。
- (5) 後援・協力・主管は、次を基本とする。後援:(社)日本トライアスロン連合、協力:関係諸団体、主管:JTU技術・総務委員会。合同実施の場合は、開催地の団体を主催としその他の団体は共催とする。
- (6) 教育委員会・県体協などへの後援申請は主催団体が行う。また、報道関係機関への事前告知を奨励する。

#### 3. 受験資格

- (1) 18歳以上(受験する年の4月1日現在の年齢。受験日17歳も可)で加盟団体・JTU登録会員(該当年度と翌年度の会費支払い済み)であること。また、資格取得後も、毎年継続して加盟団体に年会費を収めること。なお、日本学生トライアスロン連合(以下、学生連合)登録者も同等の扱いとする。

受験者は、2000年度と2001年度の加盟団体への年会費支払いが求められる。

学生連合の登録者は、学生連合事務局で一括登録し、各加盟団体に登録名簿が報告される。そのため、学生の受験には受験料の割引などを含む特別な配慮を行う。

- (2) 下記の条件を満たしていること。

##### <第3種>

JTU競技・運営規則、一般常識を理解し、大会あるいは関連行事において審判関係業務を行う意志のある者。または、トライアスロンの知識向上のために受験を希望する者。

##### <第2種>

「第3種」での審判業務を3年/3シーズン以上継続的に行い、JTU加盟団体(現所属に限定しない)の推薦を受けた者。さらには、これと同等の経験と実績を有

することが認められた者。

(3) 主催団体が実施する講習会や勉強会への出席は、奨励事項とする。ただし、主催団体がこれを義務とした場合は、同規定に準じる。

#### 4. 有効期限と受験・認定料

(1) 公認審判員資格(第3種 - 第1種)の有効期限は、JTU会計年度の4年とする。有効期限は、試験実施年の4月1日から4年後の3月31日とする。

(2) 受験料は、次のとおりとし、受験経費は本人が負担する。

<第3種> 受験料 3,000円 認定料 2,000円(更新手数料 2,000円)

<第2種> 受験料 5,000円 認定料 3,000円(更新手数料 3,000円)

(3) 前資格の有効期限が残っていても新たに認定料を支払う。

(4) 受験料は、受付で支払う。認定料は、試験試験の主催団体(所属団体ではない)を通じJTUに支払う。ただし、事前に払い込み、試験に不合格の場合は、確定後に返却する。

(5) 加盟団体への年会費支払いも受け付ける。ただし、主催団体が所属団体と異なる場合は、原則として受け付けない。

#### 5. 受験手続きと関係事項

(1) 受験希望者は、原則として所属都道府県で受験する。該当団体が主催しない場合は、主催団体に申請する。

(2) 申請書類は次のとおりとする。

「JTU公認審判員申請書」「年会費(2年分)の支払いを証明するもの、または所属団体の証明書類」

(3) 受験料・認定料・更新手数料は、受験/受講地の主催団体に支払う。「審判員証」は、所属加盟団体または主催団体から送付される。

(4) 公認審判員ユニフォームは、加盟団体を通じて購入する。

#### 6. 受験者の目標と心得

(1) トライアスロンと関連競技の普及と発展のために、JTUルールそして社会一般常識を学び、安全で公正な大会の開催に貢献する。

(2) 審判員と競技者の信頼のためにフェアプレイ精神をつちかい、技術審判レベルとマナーの向上を図る。

(3) 受験は正しく行い、携帯電話を切るなどを心掛ける。質問は試験中に行わない。

- (4) 結果に異議があるときは、発表後15日以内に主催団体に文書で申し立てる。裁定に不服のときは、JTU理事会に上訴する。最終裁定は、JTU総会とする。

## 7. 試験内容と実施方法

- (1) 試験問題は、JTU技術委員会と同総務委員会が作成する。基本内容は次のとおり。

### <第3種>

JTU競技・運営規則の基本、JTUテクニカル・ガイドライン、JTUマガジンなどからの一般常識。以上に加え、自由作文「審判員のあるべき姿と心得」を設け、得点に追加する。

### <第2種>

「第3/2種用共通問題」を第1次試験として実施する。さらに、30分の休憩の後に「第2次試験（全問記入式の応用問題）」を実施する。

## 8. 受験者の持参物

- (1) 写真付本人証明書（JTU審判員証、写真付加盟団体会員証、免許証類、パスポート、写真付クレジットカードなど）  
(2) JTUライセンスカード（該当年度と次年度の会費支払いコピー持参）  
(3) 申請書（写真2枚：縦4×横3cm）受験料、他必要経費  
(4) 筆記用具（鉛筆、ボールペンいずれも可、消しゴム、他）  
(5) JTUルールブック（99年発行）関連資料（試験中の閲覧禁止）

## 主催者関係事項

### 1. 主催者の事前業務

- (1) 加盟団体の代表または任命を受けた者が、「管理責任者」として試験全般を管理する。  
(2) 管理責任者は、「採点者（受験しない公認審判員）」と「管理スタッフ」を事前に任命する。なお、採点者は、管理スタッフを兼ねることができる。  
(3) 実施案内は、2カ月以上前を基準に行う。受付の最終締切りは、2週間前を基準とする。  
(4) 「受験者の確定数」と「実施概要（日程詳細、会場/電話・FAX、管理責任者名、採点者名と審判資格）試験問題の送付先：管理責任者が主催団体」を、10日前迄にJTUに書面で報告（FAX可）する。

### 2. 管理者の構成と業務

- (1) 試験管理体制は、次を基本とする。

管理責任者（1名）試験問題の管理。全体の管理。受験者、管理スタッフの指導。受験者の所属団体とJTUへの結果報告。総務経理全般。

管理スタッフ（若干名）管理責任者の補佐。試験問題の配付。試験監視。

受付（若干名）本人確認など受付全般。入退出の確認。電話対応。備品管理。

採点者（若干名）採点結果は複数確認を励行。総合結果は、管理責任者が掌握

する。

試験中、管理責任者と管理スタッフは、指導・監視を行う。

### 3. 開催経費と収支

- (1) 開催経費は、主催団体の負担とする。経費内容は；会場、教材、告知、通信、事務管理、関係者交通宿泊、日当など。
- (2) 受験料・余剰金は、主催者の収入とする。ただし、経費不足分は主催者が負担する。
- (3) 認定料・更新手数料は、JTUに納める。送金証写しを添付する。

### 4. 試験会場の基本設備

- (1) 会場の基本設備は次のとおりとする。

受験者数の二倍相当の机(1人分を空け、席順番号を表記)と椅子を準備する。施設により、複数の部屋を利用することも認める。第3種と第2種を別室とするなども管理責任者の判断とする。ただし、必要に応じ管理スタッフを増員する。

打合せや備品管理のために控室や付帯備品(電話・FAX設備< >、コピー設備、備品一式)を用意する。

< >試験当日、試験問題の紛失・未着の場合、JTU事務局に連絡し、FAXでの送信を受ける。ただちに必要枚数をコピーし、1時間以内には開始する。
- (2) 受付開催備品、用具

IDカード(カードホルダー準備：JTUライセンスカードの代用可) 管理責任者、管理スタッフのIDカード表示  
参加受付リスト、席順カード、領収書、備品類(接着剤、テープ、朱肉、他)  
写真機(受験状況などを記録)
- (3) 会場、受付への表示

「(社)日本トライアスロン連合公認審判員・認定試験会場」を入口に大きく表示する。  
「開催時間割、受験注意事項」を受付に掲示する。
- (4) 賛助団体などの扱い

大会主催者のパンフ案内、賛助団体・企業からの案内・協賛物品などの配付・提供は、事前にJTUに相談し、承認されたものだけを認める。ただし、販売は行わない。

### 5. 試験問題と模範解答の管理

- (1) 「第3 / 2種の共通試験問題(受験者数に応じた数量)」、 「第2種用の第2次試験問題」および「模範解答(第3種)」は、個々に封印され、宅配用梱包袋で管理責任者 / 主催団体に送付(試験日の5日以前)する。
- (2) 管理責任者は、試験問題を梱包のまま保管し、試験開始10分前に受験者の前

で開封し、配付する。

(3) 模範解答の発表は、原則として試験日には行わない。可否の発表時に、各主催団体を通じ行う。ただし、受験者数が少なく管理体制が整えられる場合は特例を認める。

詳細については、「8. 試験後の業務(3)」を参照。

(4) 試験問題・解答用紙は、次年度の認定が行われるまで主催団体が保管し、JTUの求めに応じ提出する。

## 6. 受付と試験の実施

(1) 受験者受付：

本人確認(申請書や写真付証明書類での確認励行)

受験料の徴収と領収書の発行

席順カードとIDカード(ホルダー)の配布

(2) 試験実施手順

答案用紙の記入方法・試験時間、諸注意の説明

「机の上には筆記用具以外は置かない。ルールブックなどの閲覧禁止。開始の合図まで、問題用紙を開かないなど」受験者から開封立会い人を任意に選出。問題の封印確認後、開封と配布公式時計の設定。開始と終了時間の合図。

終了時間前の退出は試験開始30分以降から認める。ただし、緊急時はこの限りではない。

遅刻は開始後30分迄は認めるが、試験時間の延長は行わない。30分以上の遅刻は原則として認めない。ただし、理由を確認し判断する。

(3) 試験終了後、受験問題/解答用紙を回収し、直ちに封印する。封筒には、管理責任者の氏名、封印日時、場所を明記する。

## 7. 試験実施時間割

(1) 試験は次の時間割に準じて実施する。

第2種/第3種公認審判員「共通試験」

午後1:00 - 2:00 受験者受付

2:10 試験方法の説明。開封立会い人の任意要請

2:20 試験問題の開封、内容確認後に配付

2:30 - 4:00 (90分) 認定試験

第2種公認審判員「第2次試験」

4:20 試験方法の説明

4:30 - 6:00 (90分) 認定試験

(2) 試験当日の「第3種更新講義/一般講義(勉強会)」主催団体の任意による

## 実施例

午前9：00 - 9：30 受講者の受付  
9：30 - 午後1：00 講習会

<備考>「第3種更新講習会」は、別の日に実施することもできる。また、更新講習会とは別に、講習会や勉強会の開催を奨励する。

## 8. 試験後の業務

(1)「第3種」は、管理責任者の立会いのもとに、1週間以内に採点する。採点結果(受験者の得点。合格対象者とレポート提出対象者を明記)は、主催団体の長に報告し、承認を受ける。

<採点と合格・模範解答の当日発表>

試験当日に採点し可否を発表することは、受験者数が少なく、加盟団体長の承認を受けられる場合に限りこれを容認する。

前項の場合に限り試験終了後に、模範解答を発表することができる。ただし、コピーは回覧しない。

(2)「第2種」については、「第3 / 2種共通試験」は主催団体で採点し、「第2種2次試験」は主催団体での採点が行わない。以上をJTU理事長あてに送付する。

(3) JTU理事長宛ての送付物一覧：

第3種用：

JTU公認審判員申請書(コピー複写の写し。原本は主催者が保管する。受験者の所属団体が異なるときは、手続きを完了後に該当加盟団体に送付する)

第3種審査結果

認定料の送金証明書写し

実施報告書(開催地、管理責任者・採点者名、他)

以上を実施日から1カ月以内を基準に、JTU事務局に送付(簡易書留/宅配便)する。

第2種用：

JTU公認審判員申請書(コピー複写の写し)

第3 / 2種共通試験解答(主催団体で採点済みのもの)

第2種2次試験解答(主催団体では採点しない)

以上を実施日から1週間以内に、上記要領でJTUに送付する。遅れる場合は、事前にファックスで報告する。なお、送付時の紛失などに備え、「申請書」はコピーをJTUに送付する。さらに、解答用紙のコピーを取り保管する。結果発表後、模範回答として発表することを奨励する。

(4) JTUからの「第2種合格者名」の報告を受け、認定料を徴収する。事前に認

定料を徴収した場合は、不合格の場合これを返却する。

(5) J T Uは、認定料の入金確認後、審判員証(無記名/J T U認印付き)を発送する。

(6) 主催/所属団体は、審判員証に必要事項を記入/捺印し、合格者に配布する。必要事項の記入は、主催/所属団体あるいは合格者自身のいずれかが行う。

(7)「J T U公認審判・申請者(原本)」は、それぞれの所属団体が、有効期限が満了するまで保管する。

## 9. 審査・認定の方法

(1)「第3種」は、主催団体の公認審判資格者が採点し、代表者が審査する。

100点満点中、70点以上を獲得した者を合格者として認定する。

試験で実施される「自由作文」の満点を50点とし、本試験の補足として評価する。そのため、最高得点を150点とする。

<備考>本試験が、40点であっても自由作文の評価が35点であれば、75点として採点し、合格とする。

前述の方法で70点未満であっても50点以上であれば、別途制定する規定のレポート提出により合格とする。

(2)「第2種」は、J T U技術委員会が採点し、同総務委員会が審査する。

共通試験は、総合点75点以上を第1次合格とする。

第2次試験の合格点は、70点以上とする。

優秀な審判実績あるいは追加レポートを特別に評価することがある。

(3)合格者は、J T U理事長の承認を得て、会長が認定する。認定料納付を確認後、登録し、審判員証を発行する。

## 10. 備考

(1)全国一斉試験の特性を考慮し、主催団体の実情に応じた当規定の調整を行う。

ただし、主要な変更は、理事会の承認を受ける。

以上